

## 令和7年度 狩猟免許更新に係る適性検査のお知らせ

● 各地区別更新検査実施日				
実施日		会場	住所	対象 <sup>※1</sup>
8月18日	(月)	長崎県庁 ※3	長崎市尾上町3-1	長崎市、長与町、時津町
		佐世保市労働福祉センター	佐世保市稲荷町2-28	佐世保市、佐々町、小値賀町
8月19日	(火)	諫早文化会館	諫早市宇都町9-2	諫早市、大村市東彼三町
		五島振興局	五島市福江町7-1	五島市
		壱岐振興局	壱岐市郷ノ浦町本村触570	壱岐市
8月20日	(水)	新上五島町新魚目支所	新上五島町榎津郷491	新上五島町
		対馬市上県地区公民館	対馬市上県町佐須奈甲567-3	対馬市上対馬
8月21日	(木)	西彼教育文化センター	西海市西彼町大串郷1916-17	西海市
		平戸市たびら活性化施設	平戸市田平町里免27-1	平戸市、松浦市
		対馬市交流センター	対馬市巖原町今屋敷661-3	対馬市下対馬
8月22日	(金)	有明文化会館グリーンウェーブ	島原市有明町大三東戊1382	島原市、雲仙市、南島原市

※1 会場の収容量の関係上、原則お住まいの市町が対象となっている会場で受検してください。

お住いの市町以外の地域を対象とした会場での受検を希望された場合、申込みの状況により対象市町にお住まいの方を優先し、他会場を受検いただくことがございますので、予めご了承ください。

※2 各地区で実施される更新検査を受検できない方で更新の意思のある方は、管轄する振興局へご相談ください。

個別の事情の聞き取りなどを行ったうえで長崎県庁で9月14日(日)に実施する更新検査の調整をさせていただきます。

なお、9月14日(日)に受検される方の狩猟免許の送付は9月末日となります。

※3 長崎県庁で受検される方は受検時間に限り県庁駐車場の無料処理を行いますので、駐車券をお持ち下さい。

県庁以外の駐車場をご利用の場合は個人負担となります(無料処理できません)ので、ご注意ください。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許に記載されている有効期間が、<b>令和7年9月14日で満了の方</b></li> <li>※2種類以上の異なる有効期間の狩猟免許をお持ちの方で、今回更新を迎える免許のほかに有効期間が来ていない免許をお持ちの方は、有効期間が来ていない免許も合わせて更新することができます。</li> <li>(例) わな猟免許の有効期間があと1年残っているが、今回更新する銃猟免許と併せたいので、わな猟免許も併せて更新したい</li> </ul>
--------	--

当日の内容及び時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適性検査(視力、聴力、運動能力)</li> <li>会場での人の密集防止、拘束時間縮減のため、受検者の検査時間を分散させます。</li> <li>申請後に郵送される各自の受検票に記載された受検時刻に会場へお越しください。</li> <li>受検時間は9:00~18:00までの間で、時間の割り振りは振興局が行います。</li> <li>※受検者が少数の会場においては午前中のみ等時間を限定しての開催となります。</li> <li>受検時刻の割り振りは振興局が行い、申請者からの指定はできませんのでご了承ください。</li> <li>・自主学習および対面講習</li> <li>各受検者は事前に配布するテキストや配信動画により自主学習を行い、チェックシートを作成ください。</li> <li>検査当日にチェックシートを提出していただきます。</li> <li>受検当日に対面講習を行いますので、自主学習用に配布した資料や筆記用具を持参してください。</li> </ul>
-----------	--

<裏面に続く>

<b>提出書類</b>	<p>申請にあたっては、下記①～⑥の書類を整えて、持参又は郵送により提出</p> <p>①狩猟免許更新申請書(注1)  ②手数料納付済申出書(注1)  ③銃砲等の所持許可証の写し又は医師の診断書(注2)  ④写真1枚(注3)  ⑤切手を貼った返信用封筒(注4)  ⑥更新の対象となる狩猟免許(注5)  ⑦(郵送申請のみ)レターパックライト(注6)</p> <p>※すべての書類が揃わない状態では申請を受け付けられませんので、十分にご確認ください。</p> <p>(注1)申請書様式等は、振興局で配布するほか、県のホームページからダウンロードできます。  ※複数種の免許を更新される場合は、更新する免許種別毎に申請書を作成ください。</p> <p>(注2)銃砲所持許可を取得されている方はその許可証の写し、それ以外の方は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない者であることが確認できる県指定様式の診断書(発行日から3月以内のもの)  ※診断書は、精神保健指定医以外の医師が作成したもので構いません。</p> <p>(注3)申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景のタテ・ヨコ3.0×2.4cmの写真で、裏面に氏名と撮影年月日を記載したもの。白黒・カラーどちらでも可。</p> <p>(注4)長形3号(120×235mm)以上の大きさの封筒に送付に必要な額面の切手を貼付したもの  ※受検票(ハガキ大)が入る大きさの封筒をご用意ください。  ※長形3号の封筒の場合は110円分の切手を貼付ください。</p> <p>(注5)申請時に提出できない方は9月14日までに提出ください。提出がない場合は新たな免許の交付ができません。  ※有害捕獲を行う場合、捕獲時に許可証又は従事者証の携帯は必要ですが、免許の携帯は必要ありません。  免許番号等が必要な方はご自身で免許のコピーを保存してください。  ※新たな免許は、検査を合格された方に対して、9月15日付けで交付を行います。</p> <p>(注6)郵送申請の方は資料送付用のレターパックライトを同封してください。  同封されていない場合には、別途お送りいただく必要がありますのでご注意ください。</p>
-------------	--

<b>受付期間</b>	令和7年6月9日(月)から令和7年7月4日(金)まで ※郵送必着
-------------	----------------------------------

<b>申請手数料等</b>	<p>①免許の有効期限が令和7年9月14日までとなっているかた  管轄振興局から送付する更新の案内に納付書を支払い方法等の案内文とともに同封しています。  納付書の案内に従って手数料を納付してください。</p> <p>②複数免許をお持ちで、同時更新をご希望のかた  管轄振興局へご連絡いただき、納付書の交付をうけてください。  交付をうけた納付書の案内に従って手数料を納付してください。</p> <p>※受検の有無に関わらず、申請手数料の返還はできません。</p>
---------------	--

●提出先及び問い合わせ先

部 署	住 所	電話番号	管轄市町
県央振興局農業企画課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	0957-22-0389	長崎、長与、時津、諫早、大村、東彼杵、川棚、波佐見、西海
島原振興局農業企画課	〒855-0835 島原市西八幡町8509-2	0957-62-3610	島原、雲仙、南島原
県北振興局農業企画課	〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80	0956-41-2033	佐世保、小値賀、佐々、平戸、松浦
五島振興局農業振興普及課	〒853-8502 五島市福江町7-1	0959-72-5115	五島、新上五島
壱岐振興局農業振興普及課	〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678-7	0920-45-3038	壱岐
対馬振興局農業振興普及課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	0920-52-4011	対馬

\*長崎県庁(本庁)及び長崎振興局では受け付けていません。長崎市内にお住まいの方は県央振興局へ持参又は郵送により提出ください。